(別添資料1)

福岡市中央卸売市場業務条例(昭和46年条例第59号)

新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
(卸売の相手方の制限)	(卸売の相手方の制限)	
第45条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。	第45条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。	
(1) 次のいずれかの特別の事情がある場合であって、市長が当該市場の仲卸業者及び売買参加者の買受けを不当に制限することとならないと認めて許可したとき。	(1) 次のいずれかの特別の事情がある場合であって、市長が当該市場の仲卸業者及び売買参加者の買受けを不当に制限することとならないと認めて許可したとき。	
ア 当該市場における入荷量が著しく多いか, 又は当該市場に出荷された物品が当該市場の 仲卸業者及び売買参加者にとつて品目又は品 質が特殊であるため残品を生じるおそれがあ るとき。	ア 当該市場における入荷量が著しく多いか, 又は当該市場に出荷された物品が当該市場の 仲卸業者及び売買参加者にとつて品目又は品 質が特殊であるため残品を生じるおそれがあ るとき。	
イ 当該市場の仲卸業者及び売買参加者に対し て卸売をした後残品を生じたとき。	イ 当該市場の仲卸業者及び売買参加者に対し て卸売をした後残品を生じたとき。	
ウ 開設区域内の他の市場の入荷量を調整する ため、当該他の市場の卸売業者に対して卸売 をするとき。		調整転送に関する規定。 青果3市場の統合により 不要となったため削除。
<u>エ</u> 開設区域外の卸売市場の生鮮食料品等の入	<u>ウ</u> 開設区域外の卸売市場の生鮮食料品等の入	

荷事情からみて当該市場の卸売業者からの卸売の方法以外の方法によつては当該卸売市場に出荷されることが著しく困難である物品を当該卸売市場において卸売業務を行う者に対して卸売をするとき。

(2) • (3) (略)

荷事情からみて当該市場の卸売業者からの卸売の方法以外の方法によつては当該卸売市場に出荷されることが著しく困難である物品を当該卸売市場において卸売業務を行う者に対して卸売をするとき。

- (2) (3) (略)
- (4) 卸売業者が、食品製造業者等との間において あらかじめ締結した国内産の農林水産物の輸出 に関する契約に基づき、当該食品製造業者等に 対して卸売をする場合であって、当該契約に基 づく卸売が次に掲げる要件を満たしていると き。ただし、食肉市場における家畜の生体につ いては、当該卸売の対象とはならない。
 - ア 当該契約において卸売の対象となる物品の 品目,数量の上限,卸売の実施期間(1年未 満のものに限る。)及び入荷量が著しく減少 した場合の措置が定められていること。
- イ 卸売業者が、第5項に規定するところにより市長に申請し、当該契約に基づく卸売が市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を受けていること。

 $2 \sim 4$ (略)

輸出に係る第三者販売

(要件)

輸出に関する契約に基づく場合であって、契約において物品の品目、数量の上限等を定めていること、市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を受けていることを要件とする。

 $2 \sim 4$ (略)

5 (略)

6 第1項第2号イ<u>又は</u>第3号イの承認を受けた卸売業者は、毎月、その承認に係る品目の卸売の数量を翌月20日までに市長に届け出なければならない。

(仲卸業者の業務の規制)

第55条 (略)

2 仲卸業者は、その許可に係る市場内においては、 当該許可に係る取扱品目の部類に属する物品を当 該市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売し てはならない。ただし、その許可に係る取扱品目 の部類に属する物品であつて当該市場の卸売業者 から買い入れることが困難なものを当該市場の卸 売業者以外の者から買い入れて販売しようとする 場合であつて、次の各号に掲げる要件のいずれか を満たしているときは、この限りでない。 5 第1項第4号イの承認を受けようとする卸売業者は、食品製造業者等と締結した国内産の農林水産物の輸出に関する契約に係る契約書の写しを添えて、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。申請した内容を変更しようとする場合も、同様とする。

6 (略)

7 第1項第2号イ<u></u>第3号イ<u>又は第4号イ</u>の承認を受けた卸売業者は、毎月、その承認に係る品目の卸売の数量を翌月20日までに市長に届け出なければならない。

(仲卸業者の業務の規制)

第55条 (略)

2 仲卸業者は、その許可に係る市場内においては、 当該許可に係る取扱品目の部類に属する物品を当 該市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売し てはならない。ただし、その許可に係る取扱品目 の部類に属する物品であつて当該市場の卸売業者 から買い入れることが困難なものを当該市場の卸 売業者以外の者から買い入れて販売しようとする 場合であつて、次の各号に掲げる要件のいずれか を満たしているときは、この限りでない。

(申請手続)

市長の承認を受けるため の手続きに関する規定。 具体的な申請方法につい ては規則に定める。

(卸売数量の報告) 既存の第三者販売と同様 に、卸売数量を報告する。 $(1) \sim (3)$ (略)

 $3 \sim 6$ (略)

(1) \sim (3) (略)

- (4) 仲卸業者が、農林漁業者等との間においてあらかじめ締結した輸出のための国内産の農林水産物の買入れに関する契約に基づき、当該農林漁業者等から買い入れる場合であって、当該契約に基づく買入れが次に掲げる要件を満たしていること。
 - ア 当該契約において買入れの対象となる物品 の品目,数量の上限,買入れの実施期間(1 年未満のものに限る。)及び当該市場におけ る入荷量が著しく減少した場合の措置が定め られていること。
 - イ 仲卸業者が、第7項に規定するところにより市長に申請し、当該契約に基づく買入れが 当該市場における取引の秩序を乱すおそれが ない旨の市長の承認を受けていること。

 $3 \sim 6$ (略)

7 第2項第4号イの承認を受けようとする仲卸業 者は、農林漁業者等と締結した輸出のための国内 産の農林水産物の買入れに関する契約に係る契約 書の写しを添えて、規則で定めるところにより、 市長に申請しなければならない。申請した内容を 輸出に係る直荷引き

(要件)

輸出のための買入れに関する契約に基づく場合であって、契約において物品の品目、数量の上限等を定めていること、市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を受けていることを要件とする。

(申請手続)

市長の承認を受けるため の手続きに関する規定。 具体的な申請方法につい ては規則に定める。

7 (略)

8 第2項第2号<u>又は</u>第3号の契約に基づき買入れ を行つた仲卸業者は、毎月、その契約に基づき買 い入れた品目の販売の数量を翌月20日までに市長 に届け出なければならない。

(衛生上有害な物品の売買禁止等)

第58条 市長は、衛生上有害な物品が市場に搬入されることがないよう努めるものとする。

- 2 衛生上有害な物品は、市場において売買し、又は売買の目的をもつて所持してはならない。
- 3 市長は、衛生上有害な物品の売買を差し止め、 又は撤去を命ずることができる。

(卸売予定数量等の報告)

第59条 卸売業者は、規則で定めるところにより、 毎開場日、次の各号に掲げる物品について、規則 で定める時刻までに、当該物品ごとに品目ごとの 変更しようとする場合も、同様とする。

8 (略)

9 第2項第2号, 第3号<u>又は第4号</u>の契約に基づき買入れを行つた仲卸業者は,毎月,その契約に基づき買い入れた品目の販売の数量を翌月20日までに市長に届け出なければならない。

(衛生上有害な物品等の売買禁止等)

- 第58条 市長は、衛生上有害な物品<u>又は客観的事情</u> に照らして食品としての安全性が十分に確保され ておらず人の健康に危害を及ぼす可能性がある物 品(この条において「衛生上有害な物品等」とい う。)が市場に搬入されることがないよう努める ものとする。
- 2 <u>卸売業者,仲卸業者,売買参加者及び関連事業者は,衛生上有害な物品等を売買し,</u>又は売買の目的をもつて所持してはならない。
- 3 市長は、衛生上有害な物品等の売買を差し止め、 又は撤去を命ずることができる。

(卸売予定数量等の報告)

第59条 卸売業者は、規則で定めるところにより、 毎開場日、次の各号に掲げる物品について、規則 で定める時刻までに、当該物品ごとに品目ごとの (販売数量の報告) 既存の直荷引きと同様 に,販売数量を報告する。

人の健康に危害を及ぼす 可能性がある物品の売 買、搬入の禁止の追加。 数量及び主要な産地を市長に報告しなければなら ない。

- (1) (2) (略)
- (3) 第45条第1項第1号の規定による許可(ア, ウ又は工に該当する場合に限る。)又は同項第 2号若しくは第3号の承認を受けて当日卸売を する物品
- (4) (略)
- 2 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開 場日、次の各号に掲げる物品について、品目ごと の卸売の数量及び主要な産地並びに高値、中値及 び安値に区分した卸売価格を市長に報告しなけれ ばならない。
- (1) (2) (略)
- (3) 第45条第1項第1号の規定による許可又は 同項第2号若しくは第3号の承認を受けて当日 卸売をした物品
- (4) (略)
- (略)

数量及び主要な産地を市長に報告しなければなら ない。

- (1) (2) (略)
- (3) 第45条第1項第1号の規定による許可(ア又 | 販売開始前における, 第 はウに該当する場合に限る。)又は同項第2号, 第3号若しくは第4号の承認を受けて当日卸売 をする物品
 - (4) (略)
- 2 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開 場日、次の各号に掲げる物品について、品目ごと の卸売の数量及び主要な産地並びに高値、中値及 び安値に区分した卸売価格を市長に報告しなけれ ばならない。
- (1) (2) (略)
- (3) 第45条第1項第1号の規定による許可又は 同項第2号,第3号若しくは第4号の承認を受 けて当日卸売をした物品
- (4) (略)
- 3 (略)

三者販売の予定数量等の 報告。調整転送を削除, 輸出を追加。

販売終業後における,第 三者販売の卸売数量等の 報告。調整転送を削除, 輸出を追加。

施設使用料

		1
種別	単位	金額
卸売業者市場		卸売金額の1,000分の5
使用料		
仲卸業者市場		仲卸業者が第55条第2
使用料		項第1号の規定による
		許可又は同項第2号ウ
		<u>若しくは</u> 第3号イの承
		認を受けた場合におけ
		るその買い入れた物品
		の販売金額(消費税額
		及び地方消費税額を含
		む。)の1,000分の5
空地使用料	1日1平方メー	3円
	トルにつき	
用地使用料	1月1平方メー	92円
	トルにつき	

別表第4

施設使用料

種別	単位	金額
卸売業者市場		卸売金額の1,000分の5
使用料		
仲卸業者市場		仲卸業者が第55条第2
使用料		項第1号の規定による
		許可又は同項第2号ウ <mark>,</mark>
		第3号イ <u>若しくは第4号</u>
		<u>イ</u> の承認を受けた場合
		におけるその買い入れ
		た物品の販売金額(消
		費税額及び地方消費税
		額を含む。)の1,000分
		の5
空地使用料	1日1平方メー	3円
	トルにつき	
用地使用料	1月1平方メー	92円
	トルにつき	

既存の直荷引き(買入れが困難な物品,共同集荷等)と同様に,輸出に係る直荷引きについて,仲卸業者市場使用料を納付。

鮮魚市場施設使用料

係るものを除く。)

種別	単位	金額
卸売業者売場使用料(西卸売場棟の卸	売業者売場
に係るものを除く。) から海水浄化施設使用料		設使用料ま
で省略		
駐車場使用料	1月1台につき	12,000円
会議室使用料(鮮魚	1室1時間につ	1,000円
市場会館の会議室に	き	

鮮魚市場会館使用料から仲卸売場棟使用料まで 省略

別表第6

鮮魚市場施設使用料

種別	単位	金額
卸売業者売場使用料(卸売業者売場使用料 (西卸売場棟の卸売業者売場	
に係るものを除く。) から海水浄化施設使用料ま		没使用料ま
で省略		
駐車場使用料	1月1台につき	12,000円
共同充電所使用料	1月1平方メー	460円
	トルにつき	
会議室使用料(鮮魚	1室1時間につ	1,000円
市場会館の会議室に	き	
係るものを除く。)		
鮮魚市場会館使用料から仲卸売場棟使用料まで		 手用料まで

鮮魚市場会館使用料から仲卸売場棟使用料まで 省略 12月議会で改正。共同充 電所 (H29.4供用開始)の 使用料についての規定を 追加。

(別添資料2)

福岡市中央卸売市場業務条例施行規則(昭和46年規則第94号)

新旧対照表

45条第1項第1号の規定による許可書又は同項第 45条第1項第1号の規定による許可書又は同項第 請について,輸出	現行	改正後(案)	備考
2 前項の書面には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 条例第40条第2項第7号に掲げる場合 条例第45条第1項第1号の規定による許可書又は同項第2号イ表しくは第3号イの規定による承認書の写し (卸売の相手方の制限) 第55条 条例第45条第1項第1号の規定による許可は、次に掲げる基準によるものとする。 (1) 受託物品については、数量は産地別に同一品目、同一等級ごとに10%以内とする。ただし、開設区域 2 前項の書面には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 条例第40条第2項第7号に掲げる場合 条例第45条第1項第1号の規定による許可書又は同項第2号イ、第3号イ表しくは第4号イの規定による許可書では、係る第三者販売を追加。 (1) 受託物品については、数量は産地別に同一品目、同一等級ごとに10%以内とする。ただし、市長が特額整転送に関する記述を削除。	(相対取引の承認申請)	(相対取引の承認申請)	
ならない。 (1)・(2) (略) (3) 条例第40条第2項第7号に掲げる場合 条例第 45条第1項第1号の規定による許可書又は同項第 2号イ <u>若しくは</u> 第3号イの規定による承認書の写し (卸売の相手方の制限) 第55条 条例第45条第1項第1号の規定による許可は、次に掲げる基準によるものとする。 (1) 受託物品については、数量は産地別に同一品目、同一等級ごとに10%以内とする。ただし、開設区域 ならない。 (1)・(2) (略) (3) 条例第40条第2項第7号に掲げる場合 条例第 相対取引の承認申 請について、輸出について、輸出である。 (4) 単売の相手方の制限) 第55条 条例第45条第1項第1号の規定による許可は、次に掲げる基準によるものとする。 (1) 受託物品については、数量は産地別に同一品目、同一等級ごとに10%以内とする。ただし、市長が特 記述を削除。	第52条 (略)	第52条 (略)	
(1)・(2) (略) (3) 条例第40条第2項第7号に掲げる場合 条例第 45条第1項第1号の規定による許可書又は同項第 2号イ <u>若しくは</u> 第3号イの規定による承認書の写し (卸売の相手方の制限) 第55条 条例第45条第1項第1号の規定による許可は、次に掲げる基準によるものとする。 (1) 受託物品については、数量は産地別に同一品目、同一等級ごとに10%以内とする。ただし、開設区域 (1)・(2) (略) (3) 条例第40条第2項第7号に掲げる場合 条例第 相対取引の承認申 請について、輸出について、輸出について、輸出について、輸出を表第1項第1号の規定による承認書の写し (卸売の相手方の制限) 第55条 条例第45条第1項第1号の規定による許可は、次に掲げる基準によるものとする。 (1) 受託物品については、数量は産地別に同一品目、同一等級ごとに10%以内とする。ただし、市長が特 記述を削除。	2 前項の書面には、次に掲げる書類を添付しなければ	2 前項の書面には、次に掲げる書類を添付しなければ	
(3) 条例第40条第2項第7号に掲げる場合 条例第 45条第1項第1号の規定による許可書又は同項第 2号イ <u>若しくは</u> 第3号イの規定による承認書の写し (卸売の相手方の制限) 第55条 条例第45条第1項第1号の規定による許可は, 次に掲げる基準によるものとする。 (1) 受託物品については,数量は産地別に同一品目, 同一等級ごとに10%以内とする。ただし, 開設区域 (3) 条例第40条第2項第7号に掲げる場合 条例第 相対取引の承認申請について,輸出は係る第三者販売を追加。 (4) 条例第45条第1項第1号の規定による許可は, 次に掲げる基準によるものとする。 (1) 受託物品については,数量は産地別に同一品目, 同一等級ごとに10%以内とする。ただし, 市長が特 記述を削除。	ならない。	ならない。	
45条第1項第1号の規定による許可書又は同項第 2号イ <u>若しくは</u> 第3号イの規定による承認書の写 し (卸売の相手方の制限) 第55条 条例第45条第1項第1号の規定による許可は、 次に掲げる基準によるものとする。 (1) 受託物品については、数量は産地別に同一品目、同一等級ごとに10%以内とする。ただし、開設区域 同一等級ごとに10%以内とする。ただし、開設区域 は5条第1項第1号の規定による許可書又は同項第 2号イ <u>若しくは第4号イ</u> の規定による承 認書の写し (卸売の相手方の制限) 第55条 条例第45条第1項第1号の規定による許可は、 次に掲げる基準によるものとする。 (1) 受託物品については、数量は産地別に同一品目、同一等級ごとに10%以内とする。ただし、市長が特 記述を削除。	(1) • (2) (略)	(1) • (2) (略)	
2 号イ <u>若しくは</u> 第 3 号イの規定による承認書の写し (卸売の相手方の制限) 第55条 条例第45条第 1 項第 1 号の規定による許可は, 次に掲げる基準によるものとする。 (1) 受託物品については,数量は産地別に同一品目,同一等級ごとに10%以内とする。ただし、開設区域	(3) 条例第40条第2項第7号に掲げる場合 条例第	(3) 条例第40条第2項第7号に掲げる場合 条例第	相対取引の承認申
し (卸売の相手方の制限) (卸売の相手方の制限) (卸売の相手方の制限) (卸売の相手方の制限) 第55条 条例第45条第1項第1号の規定による許可は, 次に掲げる基準によるものとする。 (1) 受託物品については,数量は産地別に同一品目, 同一等級ごとに10%以内とする。ただし,開設区域 同一等級ごとに10%以内とする。ただし,市長が特 記述を削除。	45条第1項第1号の規定による許可書又は同項第	45条第1項第1号の規定による許可書又は同項第	請について, 輸出に
(卸売の相手方の制限) 第55条 条例第45条第1項第1号の規定による許可は、 次に掲げる基準によるものとする。 (1) 受託物品については、数量は産地別に同一品目、 同一等級ごとに10%以内とする。ただし、 <mark>開設区域</mark> (卸売の相手方の制限) 第55条 条例第45条第1項第1号の規定による許可は、 次に掲げる基準によるものとする。 (1) 受託物品については、数量は産地別に同一品目、 同一等級ごとに10%以内とする。ただし、開設区域 同一等級ごとに10%以内とする。ただし、市長が特 記述を削除。	2 号イ <u>若しくは</u> 第 3 号イの規定による承認書の写	2 号イ <u>第</u> 3 号イ <u>若しくは第4 号イ</u> の規定による承	係る第三者販売を
第55条 条例第45条第1項第1号の規定による許可は、 次に掲げる基準によるものとする。 (1) 受託物品については、数量は産地別に同一品目、 同一等級ごとに10%以内とする。ただし、 <mark>開設区域</mark> 第55条 条例第45条第1項第1号の規定による許可は、 次に掲げる基準によるものとする。 (1) 受託物品については、数量は産地別に同一品目、 同一等級ごとに10%以内とする。ただし、 <mark>開設区域</mark> 同一等級ごとに10%以内とする。ただし、市長が特 記述を削除。		認書の写し	追加。
次に掲げる基準によるものとする。	(卸売の相手方の制限)	(卸売の相手方の制限)	
(1) 受託物品については、数量は産地別に同一品目、 同一等級ごとに10%以内とする。ただし、 <mark>開設区域</mark> 同一等級ごとに10%以内とする。ただし、市長が特 記述を削除。	第55条 条例第45条第1項第1号の規定による許可は,	第55条 条例第45条第1項第1号の規定による許可は,	
同一等級ごとに10%以内とする。ただし、開設区域 同一等級ごとに10%以内とする。ただし、市長が特 記述を削除。	次に掲げる基準によるものとする。	次に掲げる基準によるものとする。	
			調整転送に関する
<u>内の他の市場の入荷量を調整するため当該他の市</u>			記述を削除。
		別の事情があると認めたときは,この限りでない。	
場の卸売業者に卸売をするときその他 市長が特別			
の事情があると認めたときは、この限りでない。		(a) (mfr)	
(2) (略) (2) (略)			
$2 \sim 4$ (略) $2 \sim 4$ (略)	$2\sim4$ (略)	$2\sim4$ (略)	

- <u>5</u> <u>条例第45条第5項</u>の規定による届出の書面には,第 2項各号に掲げる事項を記載しなければならない。
- 6 条例第45条第6項の規定による届出のうち、同条第1項第2号イの承認を受けた卸売業者の届出の書面には第3項各号に掲げる事項を、同条第1項第3号イの承認を受けた卸売業者の届出の書面には第4項各号に掲げる事項を、それぞれ記載しなければならない。

- 5 条例第45条第5項の規定による申請の書面には、次 の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 申請者の名称
 - (2) 販売の相手方となる者の氏名又は名称及び住所
 - (3) 当該卸売の対象となる物品の品目
 - (4) 当該卸売による卸売の数量の上限
 - (5) 実施期間
 - (6) 当該卸売をしなければならない理由
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が取引慣行上 必要と認める事項
- <u>6</u> 条例第45条第6項の規定による届出の書面には,第 2項各号に掲げる事項を記載しなければならない。
- 7 条例第45条第7項の規定による届出のうち、同条第 1 項第2 号イの承認を受けた卸売業者の届出の書面には第3 項各号に掲げる事項を、同条第1項第3号イの承認を受けた卸売業者の届出の書面には第4項各号に掲げる事項を、同条第1項第4号イの承認を受けた卸売業者の届出の書面には第5項各号に掲げる事項を、それぞれ記載しなければならない。

輸出に係る第三者 販売についての市 長の承認を受ける ための申請書の記 載内容を規定。

条例第45条の項の 繰り下げを反映。

J,

輸出に係る第三者 販売の卸売数量の 報告において,併せ て報告する事項を 規定。

(仲卸業者の業務の規制) (仲卸業者の業務の規制) (略) (略) 第63条 第63条 $2 \sim 4$ (略) $2\sim4$ (略) 5 条例第55条第7項の規定による申請の書面には,次 輸出に係る直荷引 の各号に掲げる事項を記載しなければならない。 きについての市長 の承認を受けるた (1) 申請者の名称 (2) 買入れの相手方となる者の氏名又は名称及び住 めの申請書の記載 内容を規定。 所 (3) 当該買入れの対象となる物品の品目 (4) 当該買入れに係る物品の数量の上限 (5) 実施期間 (6) 当該買入れをしなければならない理由 <u>6</u> (略) 5 (略) 6 条例第55条第7項の規定による届出の書面には、第 7 条例第55条第8項の規定による届出の書面には,第 条例第55条の項の 2項各号に掲げる事項を記載するとともに、市長が取 2項各号に掲げる事項を記載するとともに,市長が取 繰り下げを反映。 引慣行上必要と認める事項を併記しなければならな 引慣行上必要と認める事項を併記しなければならな V10 V)

7 条例第55条第8項の規定による届出のうち、同条第2項第2号の契約に基づき買入れを行つた仲卸業者の届出の書面には第3項各号に掲げる事項を、同条第2項第3号の契約に基づき買入れを行つた仲卸業者の届出の書面には第4項各号に掲げる事項を、それぞれ記載するとともに、市長が取引慣行上必要と認める事項を併記しなければならない。

(衛生上有害な物品の売買禁止)

第65条 条例第58条第1項に規定する衛生上有害な物 品が搬入されたときは、すみやかに、品名、数量及び 出荷者を市長に届け出なければならない。

8 条例第55条第9項の規定による届出のうち、同条第 2項第2号の契約に基づき買入れを行つた仲卸業者 の届出の書面には第3項各号に掲げる事項を、同条第 2項第3号の契約に基づき買入れを行つた仲卸業者 の届出の書面には第4項各号に掲げる事項を、同条第 2項第4号の契約に基づき買入れを行った仲卸業者 の届出の書面には第5項各号に掲げる事項を、それぞれ記載するとともに、市長が取引慣行上必要と認める事項を併記しなければならない。

(衛生上有害な物品等の売買禁止)

第65条 条例第58条第1項に規定する衛生上有害な物 品等が搬入されたときは、すみやかに、品名、数量及 び出荷者を市長に届け出なければならない。 IJ

輸出に係る直荷引 きの販売数量の報 告において,併せて 報告する事項を規 定。

人の健康に危害を 及ぼす可能性があ る物品の搬入の届 出の追加。

施設使用料

種別	単位	金額
卸売業者市		卸売金額の1,000分の3
場使用料		
仲卸業者市		仲卸業者が条例第55条第2
場使用料		項第1号の規定による許可
		又は同項第2号ウ <u>若しくは</u>
		第3号イの承認を受けた場
		合におけるその買い入れた
		物品の販売金額(消費税額
		及び地方消費税額を含む。)
		の1,000分の3
空地使用料	1日1平方メー	3円
	トルにつき	
用地使用料	1月1平方メー	92円
	トルにつき	

別表第4

施設使用料

種別	単位	金額
卸売業者市		卸売金額の1,000分の3
場使用料		
仲卸業者市		仲卸業者が条例第55条第2
場使用料		項第1号の規定による許可
		又は同項第2号ウ <u></u> 第3号イ
		<u>若しくは第4号イ</u> の承認を
		受けた場合におけるその買
		い入れた物品の販売金額
		(消費税額及び地方消費税
		額を含む。)の1,000分の3
空地使用料	1日1平方メー	3円
	トルにつき	
用地使用料	1月1平方メー	92円
	トルにつき	

既存の直荷引き(買 入れが困難な物品, 共同集荷等)と同様 に,輸出に係る直荷 引きについて,仲卸 業者市場使用料を 納付。

別表第6

で省略

鮮魚市場施設使用料

種別	単位	金額
卸売業者売場使用料	(西卸売場棟の卸	売業者売場に係
るものを除く。)の部から海水浄化施設使用料の部ま		
で省略		
駐車場使用料	1月1台につき	A 10,000円
		B 12,000円
		C 8,500円
会議室使用料(鮮魚市	1室1時間につき	A 950円
場会館の会議室に係		В 740円
るものを除く。)		
鮮魚市場会館使用料の部から仲卸売場棟使用料の部ま		

備考 事務室,関連事業所の店舗,活魚売場,駐車場 及び会議室の使用料に係るA,B,C,D,E及びFの

区分については、市長が定める。

別表第6

鮮魚市場施設使用料

種別	単位	金額
卸売業者売場使用料	(西卸売場棟の卸売場場の卸売場)	売業者売場に係
るものを除く。)の部	『から海水浄化施』	設使用料の部ま
で省略		
駐車場使用料	1月1台につき	A 10,000円
		B 12,000円
		C 8,500円
共同充電所使用料	1月1平方メート	<u>460円</u>
	ルにつき	
会議室使用料(鮮魚市	1室1時間につき	A 950円
場会館の会議室に係		B 740円
るものを除く。)		
好 左 士 坦 人 <i>龄</i> 仕 田 N L	5 da 2 .	世 1 田 1 の お 3

鮮魚市場会館使用料の部から仲卸売場棟使用料の部ま で省略

備考 事務室, 関連事業所の店舗, 活魚売場, 駐車場 及び会議室の使用料に係るA, B, C, D, E及びFの 区分については, 市長が定める。

共同充電所使用料 についての規定を 追加。

食肉市場施設使用料

種別 単位 金額		金額	
市場施設使用料 1月施設一式につき 5,235,000			5, 235, 000円
	生産施設使用料の部から駐車場使用料の部まで省略		

別表第7

食肉市場施設使用料

種別 単位 金額		
市場施設使用料 1月施設一式につき 6,107,500円		
生産施設使用料の部から駐車場使用料の部まで省略		

食肉市場施設使用料の額を見直し。